

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市総合計画の策定、一般会計補正予算について

○二本松市総合計画の策定について

問 現行の総合計画の計画期間は、世の中の速い動きに対応するため5年としていたのに対し、次期総合計画では10年とした理由は。

答 総合計画策定に約2年かかるので、5年の計画期間では、成果の検証等が十分にできないうちに次の計画の準備をすることになってしまう。また、10年の計画期間としても、社会情勢に合わせ中間見直しを行い、実施計画も3年間の計画を策定してローリングすることで、諸問題にも対応できる。

意見 安心して暮らせる、住みやすい街づくりのため、市民が納得するような計画作りをしてほしい。

問 地産地消のエネルギー事業の推進において、市内のエネルギー自給率を100%とする施策は。

答 個人の住宅に太陽光発電設備の設置を推進していくことや、ゴチカンと協力して、太陽光やバイオマス発電などにより地域内で生産された再生可能エネルギーの地産地消を進めることなどをして

100%を目指していく。

○令和2年度二本松市一般会計補正予算

問 特別定額給付金給付事業について給付金の残額があるが、その理由は。

答 予算は国からの補助金の限度額としており、実際の給付率は、世帯ベースで99.6%、人口ベースで99.81%であった。未給付の内訳は、給付を希望しない人が3件、受給権消滅の人が12件、未申請の人が50件となっている。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

二本松処理区下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例制定等について

○二本松処理区下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例制定について

問 下水道事業受益者負担金等の滞納者は何人いるのか。また、上水道に関しての条例改正は行わないのか。

答 滞納者数については、令和2年11月25日現在で14人となっている。また、今回は地方税法の改正に基づく条例改正のため、下水道受益者負担金等のみが該当するものである。

○令和2年度二本松市一般会計補正予算

問 有害鳥獣捕獲事業は県と市でそれぞれ行われているが、地域によって県の捕獲頭数が多い地域と少ない地域があるのは、周知が徹底していないためか。

答 市では猟友会から推薦をいただいた120名により鳥獣被害対策実施隊として各地域で捕獲活動を実施している。県による指定管理捕獲等事業については、猟友会二本松支部で県の事業に登録をされている30名程度が捕獲活動を実施しており、各地域での登録者

数の違いにより、捕獲頭数に差が出ているものである。

問 道路照明修繕の主な内容は。また、修繕の対象となる道路照明の数は。

答 修繕の主な内容は、大型照明器具の灯具の交換、初期に設置したLED灯の交換、雷等の影響により故障した場合の交換、木柱の老朽化による交換等である。また、修繕の対象となる道路照明の数については、基本的にリース事業で整備した3,848灯を除いた2,200灯程度であるが、リース事業で整備した道路照明でも保険の適用範囲を超える場合には、市で補填する場合がある。



机上審査の様子

12月7日に付託された各議案は、12月8日から10日にかけて各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日15日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

文教福祉常任委員会

一般会計補正予算について

問 障害福祉サービス事業のうち、訓練等給付費が2,571万円増加した要因は。

答 昨年度と比較して、グループホームへの入所者が10名増えたことが主な増額要因である。今年は地域移行を希望される方がグループホームに入所する傾向が増えている。また、安達管内にグループホームが2か所増えたことも増員の要因と思われる。

問 芝生広場整備事業について、過疎債から合併特例債に財源が変更になったが、過疎債が減額されたのはサッカー場の整備が過疎債の対象とならないために減額されたのか。今後の事業実施にあたり財源はどのように確保していくのか。

答 市で申請した過疎債で実施する事業費全体の枠組みで減額されており、サッカー場の整備が過疎債の対象とならないためではない。来年度以降の財源については、合併特例債を使って財源を確保していく。助成金やサッカー協会の補助金、事業費の圧縮などで一般財源による負担を抑えていく。



机上審査の様子



現地調査の様子（二本松老人デイサービスセンター）

お店で実施している感染防止対策の取組みをPRしましょう

福島県では「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」にしたがって感染症防止対策に取り組む飲食店等に対し、ステッカーを配布しています。

【ステッカー配布の流れ】

- 1 セルフチェックリストで感染防止対策の確認
- 2 セルフチェックリストの提出
直接持参する場合は、福島県北食品衛生協会へ。
郵送での申込みは、公益社団法人福島県食品衛生協会へ。
- 3 ステッカーの配布・お店の入口など見えやすい場所に設置

【感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫】

- ① 少人数・短時間で、
- ② なるべく普段一緒にいる人と、
- ③ 深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ④ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ⑤ 座の配置は斜め向かいに。
- ⑥ 体調が悪い人は参加しない。
- ⑦ マスクできない飲食中は会話を控える。
- ⑧ ステッカーを掲示するなど感染対策がしっかりしている店舗を利用する。

感染防止対策取組ステッカー

